

主 文
原判決を取り消す。
被控訴人の請求を棄却する。
訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事 実
控訴人は、主文同旨の判決を求め、被控訴人は、控訴棄却の判決を求めた。
当事者双方の事実上の陳述及び証拠関係は、原判決事実摘示（ただし、原判決書二枚目裏末行中「計算違いによる」を「後に昭和五〇年六月五日第一三回口頭弁論期日で陳述した昭和五〇年五月八日付準備書面（三）中第二項において原告が支給を受くべき昭和四七年八月分の基準外賃金一万八二〇〇円のうち金七〇〇円の支給を受けたのみでその差額金一万七五〇〇円の支給を受ける権利があると主張している」に改め、同五枚目表八行目中「結束され」の下に「て梱包され」を加え、同一六枚目裏三行目中「引き越さず」を「引き起こす」に改め、同五行目中「業務の内容」の下に「が被告の主張するとおりの内容だけであること」を加える。）のおりであるから、ここにこれを引用する。

理 由
一、 被控訴人主張の請求原因第1項及び同第2項記載の各事実は当事者間に争いがない。

二、 控訴人主張の抗弁に対する当裁判所の判断については、原判決の理由（原判決書二六枚目表四行目から同三三枚目裏八行目まで。）を引用するほか次をつけ加える。

(1) 原判決書二八枚目表一〇行目中「張つた」を「張り、ミニコンの上を通ってくる新聞の梱包にビラを挟んだ」に改め、同裏四行目中「際に」の下に「は明和産商が請け負った荷扱い業務につきその業務担当者において職場を放棄し荷扱い業務に従事せず、」を、同五行目中「外部団体員らが」の下に「右荷扱い業務を行なうべき場所で職場集会を開くことを主たる目的とし、荷扱い業務自体については妨害をしないが、控訴会社の職制が強制的に右ストライキに介入するような場合には」を、同八行目中「いたものであること」の下に「及び右の支援の外部団体には控訴会社の労働組合が入っていないかつたこと」を、同二九枚目表六行目中「職制」の下に（「この中には控訴会社の労働組合員も含まれていた。」）を、同三〇枚目表四行目中「甲」の下に「、同乙」を、同五行目中「甲」の下に「、乙」を、同一〇行目中「たこと」の下に「及び結束用のバンドの隙間にビラを挟み込むことによつて梱包に記載されている輸送先の記載が隠れて見えなくなつたものがあつたこと」を、同行中「甲」の下に「、同乙」を加え、同裏四行目中「の午後六時五〇分ごろ」を削り、同六行目中「午後八時」の下に「二分ないし」を加え、同三一枚目表一行目中「四、五分間」を削り、同行中「切つたこと」の下に「があつた」を、同五行目中「甲」の下に「、同乙」を、同六行目中「甲」の下に「、同乙」を、同裏一行目中「甲」の下に「、同乙」を加え、同三二枚目表一〇行目から末行にかけて「挟む」を「挟んだり、ミニコンの駆動スイッチを切つてその運行を止め、あるいはこれを逆回転させたり」に改め、同末行中「職制による」の下に「再三にわたる注意、警告を無視して職制による」を、同裏四行目中「組合員」の下に「の争議行為は明和産商に対するものとしては単に荷扱い業務の放棄にとどまらず、控訴会社に対する関係では同会社の正常な業務を妨害し、ことにその手段として行なつた明和労組の組合員」を、同一〇行目中「勤務したこと、」の下に「遅くとも」を、同三三枚目表一〇行目中「原告は、」の下に「その前日明和労組において荷扱い業務のストライキを行なうことを知つたが、被控訴人はその加入する控訴会社の労働組合において右のストライキを正式に支援したり、これと同一の行動をとるものではないことを知り、また明和労組からスト当日に参加を求める直接の要請もないのに、」を加え、同裏七行目中「の指揮と統制のもとに」を「員らとともに」に改める。

(2) 以上に認定した事実から判断すると、被控訴人の行為、とくに昭和四七年六月四日午後八時二分ごろ以降における行為は、控訴会社の就業規則七三条一項二号、六号、一三号及び一五号に規定する各処分事由にそれぞれ該当する。すなわち

(イ) 控訴会社の朝日新聞綱領は、控訴会社の根本的な経営方針として、「真実を公正敏速に報道」することを宣言していて、取材、編集、印刷、発送等控訴会社の営業活動はすべて右の経営方針にしたがつて遂行される必要があり、新聞が印

刷作成されても、敏速な発送業務によりこれが直ちに購読者の手許に届けられるのでなければ、いわゆる報道活動の意味は皆無に帰するものであるにもかかわらず、被控訴人は前示のように明和労組の組合員及び外部団体員らとともに、スクラムを組み、ピケを張り、実力をもつて、控訴会社の職制による荷扱い業務、すなわち新聞発送業務を妨害したものであるから、これは「故意または重大な過失によつて本社の経営方針と反する行為をした」ものにほかならず、就業規則七三条一項二号に該当する。

(ロ) 控訴会社の就業規則一条では「従業員は新聞の公器性に鑑み」、「本社に迷惑をおよぼす行いをしない」との遵守事項を定め、これが従業員の義務は、雇傭契約上、勤務時間の内外を問わず適用すべきものと解すべきところ、被控訴人は控訴会社の従業員でありながら、前示のように、控訴会社の職制による新聞荷扱い業務を妨害し、控訴会社に迷惑を及ぼす行為をしたものであるから、これが行為は「就業規則に反し、従業員としての義務を履行」しなかつたものにほかならないから、就業規則七三条一項六号に該当する。

(ハ) 被控訴人が明和労組の組合員及び外部団体員らとともに行なつた前示荷扱い業務の妨害行為の結果、控訴会社は、第八版帯だけでも、七台のトラックを増車したため余分の費用を支出することを余儀なくされたものと認むべく、これにより金銭上の損害を被つたものと認められ、したがつて、被控訴人は「故意または不注意で」控訴会社に対し「金銭上の損害を与えた」ものであり、就業規則七三条一項一三号に該当する。

(ニ) さらに、被控訴人は、前示のように明和労組の組合員及び外部団体員らと共同して、スクラムを組み、ピケを張つて、控訴会社の職制による荷扱い業務を妨害したものであつて、これは就業規則七三条一項一二号に規定する「他人に危害、暴行、強迫その他不都合な行為」に準ずる行為であつたときに該当するものというべく、したがつて、同条同項一五号に該当する。

三、被控訴人が再抗弁として主張する点についての当裁判所の判断については、原判決の理由（原判決書三五枚目表六行目から同四〇枚目裏二行目まで。）を引用するほか、次をつけ加える。

(1) 原判決書三六枚目表九行目中「被告の」の下に「営業活動のうちの一つである」を、同裏一行目中「のとおり、」の下に「控訴会社において、取材、編集、印刷されて完成した新聞の発送にかかるものであるため、」を、同三七枚目表一行目中「終了し」の下に「あるいは所定の時間内に行なわないこととなつ」を、同四〇枚目表一〇行目中「職制により」の下に「自ら」を加え、同末行中「代行しよう」を「行なおう」に、同裏一行目中「かぎりにおいては、」を「点に関する」に改める。

〈要旨〉(2) ところで、明和労組の実施した荷扱い業務のストライキは、その争議行為として明和産商に対するもの〈要旨〉であり、その態様は明和産商が控訴会社から請け負つた新聞発送に関する荷扱い業務につき、明和産商の従業員たる明和労組員においてこれを放棄し、かつ支援の外部団体員らとともに職場集会を開き、スト破り行為に対してはピケを張つてこれを防止することを目的としたもので、これに対し明和産商において昭和四七年六月四日に行なわれた明和労組のストに介入した事実は本件全証拠によるもこれを認めるに足りないし、他方、右明和労組のストライキ実施に際し、前示認定のとおり、控訴会社は明和労組の委員長からストライキ実施の通知を受け、その職制をAステーション及びBステーションに赴かせ、新聞発送業務のひとつである荷扱い業務が停滞しないように自らこれを行なうよう指示しているが、控訴会社において右のような措置に出たのは、自己の新聞発送業務に支障を生ぜしめないためにしたものであつてこれをもつて右の争議行為の態様からみていわゆるスト破りのために行なつたものとはいはれなく、ことに明和労組員及びこれを支援する外部団体員の行なつたピケ及びこれにともなう新聞発送業務の妨害が前示のように平和的説得の範囲を超えたかなり強力なものであつて、控訴会社においてとうていこれを放置することができない状態であり、控訴会社の職制において再三にわたり、その妨害行為を中止するよう注意、警告したにもかかわらず、これを聞き入れなかつたもので、このような事態のもとでは、明和労組員及び支援団体員並びに被控訴人において控訴会社が自己の新聞発送業務に支障をきたさないように自ら荷扱い業務を行なうであろうことは当然予期しあるいは現にこれを行なつたものであることを容易に知ることができたものであることが認められるにもかかわらず、あえて控訴会社の職制がとつた措置を明和産商の明和労組に対するストライキへの介入行為と同視して控訴会社の業務を妨害することはとうてい正

を阻害したものであることは前示認定のとおりであり、被控訴人は右の者らと行動をともにしたとはいえ、自らの意思で控訴会社の業務阻害のストライキを煽動し、かつこれに加担したものであつて、明和労組の責任の背後に隠れ、控訴会社の従業員たる立場としての責任を免がれることはできないものというべく、この点に関する被控訴人の主張は理由がない。

四、 右に認定説示した被控訴人の就業規則違反の行為については、その態様、程度並びにこれにより控訴会社の被つた損害等を勘案すると、控訴会社において被控訴人に対し一か月の停職処分及びこれにともなう減給処分の懲戒処分（就業規則にいう「処罰」）は相当であると認められる。

五、 すると、控訴会社が被控訴人に対してなした右の懲戒処分の無効を主張し、右減給処分に基づく減額分の給与金二万五九二六円の支払いを求める被控訴人の本訴請求は理由がなく、これが失当として棄却を免がれない。

六、 したがつて、これと異なり被控訴人の請求を認容した原判決は不当として取消しを免がれず、これが取消しを求める本件控訴は理由がある。

よつて、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却し、訴訟費用は第一、二審とも敗訴の当事者である被控訴人に負担させることとして、主文のように判決する。

（裁判長裁判官 菅野啓蔵 裁判官 館忠彦 裁判官 安井章）